



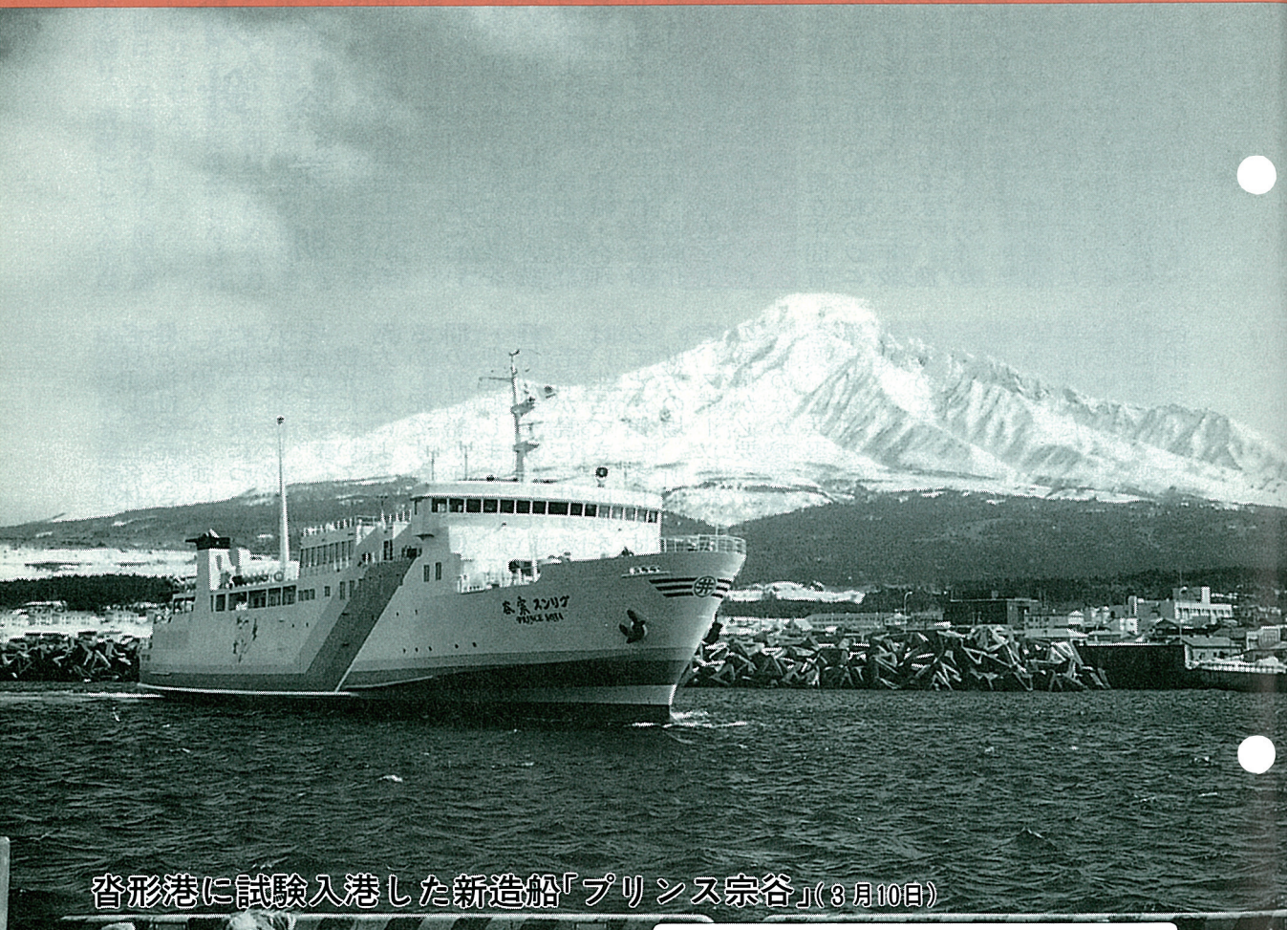
広報

りしり

平成7年

4月号

No.290



沓形港に試験入港した新造船「プリンソネ」(3月10日)

■人口と世帯■

世帯数	1,364	(-3)
人口	4,588人	(-10)
男	2,261人	(-2)
女	2,327人	(-8)

平成7年2月末日現在
(住民基本台帳登録人口)

■おもな内容■

- 2~11…平成7年度町政執行方針
- 12~14…平成7年度教育行政執行方針
- 15…知事・道議会議員選挙
- 16…福祉情報
国民年金
重度心身障害者と母子家庭等児童医療費受給者証の変更
児童手当制度のお知らせ
- 17…利尻町ふるさと情報サービスについて
北海道善行賞受賞
- 18…国民健康保険の被保険証が変ります
- 19…畜犬登録事務・狂犬病予防注射の巡回について
- 20…平成7年度サハリン地域(樺太基参について)
- 21…雇用保険法に新たな給付制度スタート
- 22…安全はスピードダウンとゆとりから
- 23…わが家のアイドル
- 24…りしりの博物誌(りしりの語り㊦)
- 25…消防だより
- 26…戸籍のうごき

交通事故死ゼロ記録4月1日現在253日

平成七年度

町政執行方針

利尻町長 糸谷 克明



平成七年第一回利尻町議会定例会の開会にあたり、平成七年度の町政に臨む、私の基本的な方針を申し上げます。

政府は、世界経済が全体として拡大基調にあるため、内需を中心とした安定成長の確保に向け、経済運営に努める施策を講じようとしています。すなわち、中間者層の特別減税、公共投資の推進、住宅投資を促進し景気に配慮するなど、また、新規事業の創出や事業の拡大、規制緩和を推進し、持続的発展が可能な経

済社会の構築を目指しています。

私たちの地方自治体においても、国の施策を基に行政を進め、住民税の減税を引き続き実施し、また、歳出では経費全体について、節減・合理化を図るとともに、住民に身近な社会資本の整備、高齢化対策の充実、地域の特色を生かした、活力ある地域づくりを進めてまいります。

平成七年度は、現在中間育成している五〇〇万粒のウニの稚子を放流し、二、三年後の生産に結びつけるよう、漁業協同組合と協議し、万全の体制で取り組みます。

福祉については、特別養護老人ホームが整備されましたので、今後は在宅福祉に力を注ぎます。昨年暮れ、保健婦が二名になりました。明年一

名採用し、三人体制にし、保健と福祉を充実させます。

ご婦人から強い要望のあった助産施設については、平成八年度杓形に整備すべく計画を進めます。

観光については、阪神・淡路大震災による影響がどうか心配ですが、香深く杓形間の直結船が午前一旦、午後一便運航しますので、これの経済効果を期待しています。若者が島に定住するためには、生活できる所得を確保することが第一条件です。

就労の場、所得の向上、住宅、スポーツ施設、生活環境の整備が必要です。そのため、漁業振興、観光振興、公共事業の導入、若者単身者住宅の建設、体育館の建設、下水道の整備計画作りを進めてまいります。

本年度も、町政をとりまく環境は依然として厳しいものがありますが、多くの行政需要に適切に対応するため、つぎに申し上げる事項について特に配慮し、町民の皆さんの負託にお応えするよう、全力

を尽くして町政を執行してまいります。

町財政について

はじめに町財政について申し上げます。

国の平成七年度一般会計予算は、対前年度比二・九パーセント減の七〇兆九、八七一億円と昭和五十五年度以来のマイナス予算となっております。

歳出面をみますと、政府開発援助や防衛費の伸び率が過去最低に圧縮し、景気に配慮した公共事業関係費は、住宅関連費をはじめ、下水道環境衛生整備費、道路整備事業等の社会資本整備事業の重視、また、懸念された港湾漁港整備事業も前年度並みの予算が確保され、四年連続四パーセント台の伸びを示し、さらに社会保障関係費は、新ゴールドプラン等のスタート年として、対前年度比三・一パーセント増となっております。

一方歳入面では、日本経済の緩やかながらも回復基調を

たどってきている現状から、実質経済成長率を二・八パーセント程度見込んでいるものの景気回復の遅れや所得税減税等により租税収入は、対前年度比〇・一パーセントの伸びに止まり、また、国債依存度も十七・七パーセントと高水準にある予算内容となっております。

また、北海道においては、知事及び道議会議員の選挙をきたる四月九日に控え、公共事業費に配慮した骨格予算で平成七年度一般会計予算は、対前年度比七・七パーセント減の二兆五、九〇〇億円で編成しております。



こうした状況にあって、本町の財政運営については、歳入の大宗をなす地方交付税が地域経済の活性化を進めるため前年度比四・二パーセントの増となっているが、自主財源の町税は、養殖昆布をはじめ、生産物の価格低迷から漁業所得の減少が明らかであり、加えて所得税減税と相まって町民税減税が実施されることから税収は伸び悩みの状況にあります。

このような中で、平成七年度的一般会計予算は、人件費等義務的経費の増高はあるものの、経常経費の抑制に留意し、増加する多種多様の行政需要を選択し、重点施策である水産振興事業をはじめ観光振興、定住対策の一環をなす住宅建設、各種福祉対策、生活環境整備事業、そして本年度完成の総合体育館建設事業等を見込み、対前年度比二七・七パーセント増の五十二億七、三七〇万円で編成しました。

また、各特別会計、企業会計についても、当該会計の趣旨に基づき、経営状況等につ

いての十分な分析を行いながら、健全経営を図ってまいります。

なお、平成七年度も重要度や事業の効果、緊急度を考慮して、施策の選択を行い、限りある財源を有効に活用し、健全財政を維持しつつ、住民生活の向上のため努めてまいります。

職員の服務と研修について

つぎに、職員の服務と研修について申し上げます。

各地で特別職、一般職を問わず公務員の行政に対する信用を失墜させる事件が相次いで発生していることは、誠に遺憾であります。

公務員は、全体の奉仕者であるという服務の基本を自覚し、不祥事の責任の重大性を深く認識して、町民の奉仕者として公共の利益のため全力を傾けて職務に専念しなければなりません。

私は、各職場あげて綱紀粛正を図り、清潔にして公正な



町づくりは人づくりからと申します。

国内、国外ともに社会情勢や経済事情が著しく変化している今日、時代に対応した活力ある利尻町を築くには職員の資質の向上が必要であります。

幅広い知識、柔軟な思考力と創造性を養うことが、町民に信頼され、的確な行政運営を行う上で必要不可欠であります。

こうした観点から、職場内での接遇をはじめとする基礎的研修や北海道自治研修所

の入所研修、また、地域振興等のための各種研修の機会を与え、町民に親しみがもて、人にやさしく能力のある職員にいたします。

水産業について

つぎに、水産業について申し上げます。

昨今の漁業をめぐる諸情勢は、貿易の自由化、規制緩和等輸入水産物の深刻な影響を受け、価格は低迷し、更に沿岸資源の減少や、漁業後継者不足と高齢化など極めて厳しい局面を迎えております。

このような情勢を踏まえ、二十一世紀の本町の漁業を展望した、豊かで活力ある漁村づくりを目指して、漁業生産基盤の整備と資源管理型漁業即ち「つくり育てる漁業」の一層の推進のため各般の施策を講じてまいります。

第一に磯根漁業の振興であります。待望のウニ二種苗生産施設と中間育成施設が総事業費約五億五千万円の巨費を投じて昨年完成いたしました。

計画どおり採苗を行い、現在ウニ二種苗五〇万粒が順調に育っております。

今後は毎年十五mm種苗で四五〇万粒の種苗を本町の沿岸に放流してまいります。

まさに「つくり育てる漁業」を核として、新たな考え方に立って積極的に展開を図り、ウニ資源の安定した生産体制の確立のため、漁業者を中心とし、漁協、町関係者一体となって、ウニ種苗の採苗から漁場管理、資源管理にいたるまで真剣に取り組んでまいります。

このため餌料用促成昆布づくりと給餌作業、外敵駆除、バフンウニとムラサキウニの住み分け、餌料海藻の不足漁場に対する昆布給餌施設の設置等多くの取組みが必要となります。

町では本年、この対策の一環として、餌料用促成昆布を大量生産するため、促成昆布種苗生産施設の建設と昨年に引き続き餌料用昆布の養殖施設を設置する計画であります。

つぎに、天然昆布の増産体

制であります。着生漁場の造成拡大が不可欠であるため、水陸両用シヨベル等重機によるものや、岩礁爆破事業及び漁業者によるチェーン振りや人海戦術による雑藻駆除、石灰層のはくり、新岩面の造成など、積極的な推進を図ってまいります。

また、ウニ、昆布等の磯付漁場の高度利用を図るため、岸深水域や砂地箇所などの漁場造成を進めてきましたが、更に新規着手に向けて、本年度新湊、神居地区及び御崎地区、三地区の漁場調査が計画されております。



なお、今後一層「つくり育てる漁業」を強力に推進するためには、昆布、ウニ等磯付資源の沿岸漁場図が必要であると考えますので、これの作成について関係機関に要望してまいります。

また、天然昆布等造成漁場をはじめ、ウニ種苗放流後の効果、追跡調査や、導流溝を利用したウニ種苗の試験飼育調査等についても指導所の協力を得て、積極的に取り組み、実効ある増産体制の確立に努めてまいります。

つぎに、昆布養殖事業の推進についてであります。昨年十月の養殖施設被害に対する復旧対策をはじめ、「ヒドロゾア」対策としても、旧葉部の除去の徹底や協同経営化の促進、良質な製品づくりのための肥培管理、付加価値対策及び消費拡大に努め、経営の安定に資してまいります。

つぎに、漁船漁業の振興であります。

利礼周辺の豊かな漁場は、韓国漁船や底曳漁船の根こそぎ漁法により、漁場の荒廃、

魚族資源は年々減少の一途を辿るとともに、輸入水産物の急増により魚価安を招く等一段と厳しい漁業経営を余儀なくされております。

さらに近年、魚体の小型化や資源量についても変化が見られるなど、資源維持が憂慮される状況にあります。

今後、本町の漁船漁業が希望を持ち続け振興発展させるには、安定した資源確保であり、そのためには対韓二百海里法の早期全面適用は勿論のこと、国内底曳漁船対策が最重要課題であると考えます。

当然違反操業への取り締まり強化、利礼沿岸と底曳との協調体制づくりを早期に進め、また近い将来には資源保護海域の設定など沿岸、底曳ともに共生が図れる体制づくりに向け、関係機関との協議を進めるよう努めます。

なお、漁船の近代化設備についても、利子補給の特別支援措置を行い、これを促進を図っているとあります。更に本年度は新漁法、漁具の導入資金に対しても適用



し、漁船漁業の振興に寄与してまいります。

また、日本海栽培漁業センターが本年度羽幌町に建設され平成八年からヒラメの稚魚放流がなされるに伴い、これに対応できる浜の取り組みが今から必要であると考えます。

なお、沿岸漁場整備開発事業による魚礁設置事業の継続のため、本年度武蔵堆の魚礁効果調査が計画されております。

つぎに、水産物の流通及び付加価値対策であります。

輸入水産物の拡大の影響を受け魚価安の状況下で市場競争できる商品開発が必要であ

ります。

このため、鮮度保持や消流通対策、加工など付加価値対策が肝要であると考えます。

幸い、杓形漁業協同組合の水産物鮮度保持施設及び簡易加工処理施設が近代的な機能と設備を整え、立派に完成されましたので、今後これを契機に一層漁業進行に資することを期待してまいります。

つぎに、漁村の活性化と担い手対策であります。

これまで基幹産業である漁業の振興を最重点に取り組み、一定の成果を挙げてきたものの、依然として生産性は低く、若者を中心とした人口の流出、少子化と高齢化等により過疎化の現状にあります。

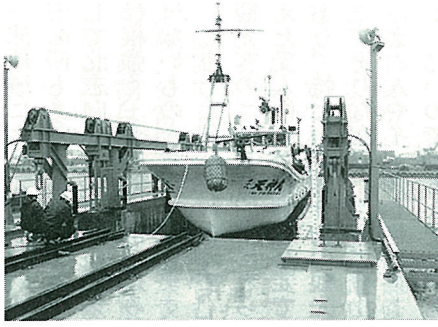
このため「豊かで活力ある漁村づくり」を目指し、一層「つくり育てる漁業」を強力に推進し、漁業経営の安定を図ると共に、海への愛着と、

漁業への誇りと情熱をもって「明日への漁業」に取り組み環境づくりを一日も早く実現し「担い手」の育成が推進できるよう努めてまいります。

また、花嫁問題、若者の交流活動、労働環境や快適な生活環境などの整備充実も図ってまいります。

つぎに、沓形港の整備であります。本年は平成八年度からスタートする第九次港湾整備計画樹立の年であります。港内の静穏度の保持や航路の安全確保及び大型豪華客船などの受入れに伴う港湾整備、耐震岸壁、或いは碎石骨材の移出入岸壁等施設整備を図ってまいります。

なお、本計画については昨年十二月四日の港湾漁港施設審議会の答申をいただき、また、町議会においても了承を



得ておりますので、今後関係者の理解と協力を得ながら、計画の実施を図ってまいります。

また、本年度は外防波堤十五メートル（ケーソン）一函掘付けとその周りにブロックを投入して完成いたします。島堤の整備については約十五メートル延長するほか、船揚場の改良整備等を計画しております。

つぎに、漁港整備であります。国の漁港漁村総合整備事業の採択を受け、新湊漁港の外防波堤（島）新設に伴う調査事業と道路改良（歩道）が計画されております。その他、各漁港についても安全利用や静穏度の保持及び漁港機能の向上等整備の促進を図ってまいります。

また、町の船揚場整備事業、海岸保全事業による消波堤の設置、海岸侵食対策事業による離岸堤の設置についても緊急性、危険性を配慮し、引き続き進めてまいります。

商工、観光、航路について

つぎに、商工、観光、航路について申し上げます。

まず、商工業の振興についてですが、停滞する国内の景気や、本町の基幹産業である漁業の不振等から、本町の商工業を取り巻く環境は依然厳しいものがあります。

このような中であって、地元住民の消費を出来るだけ、地元での消費活動に向けても、さらうような積極的な商業活動が必要であると思っております。



とりわけ、本年春から三、〇〇トン型フェリー三隻体制で、稚内・利札間が結ばれるようになりませんが、本土との往来が一層便利になるに伴い、本町の住民が稚内へ買物に出向くことも、より容易になる訳であり、これまで以上に本町内の購買力が町外へ流出することが懸念されます。

こうした厳しい状況を踏まえて、購買力の町外流出を極力少なくし、町外業者に対抗してゆくためには、共同仕入等発想を転換し、抜本的な経営戦略を展開してゆかなければならないと考えます。

町としても、平成六年度において中小企業融資制度の見直しを行い、設備資金の利子の全額補給や信用保証協会保証料の全額補給などの支援策を講じましたが、その結果七〇パーセントを下回る利用率が、融資限度額の一億二千万円を超える程有効に活用される状況になっており、本年度は町の原資を従来の二千万円から二千五百万円に増額し、融資限度額を一億三千五百万

円に引き上げ、引き続き支援策を講じます。更に本年も商工会とも連携を図り指導、相談に努め、商工業の振興を推進してゆく所存であります。

水産加工については、これまで同様地場資源の活用を図りながら、生産の増大に努め、特色ある地場製品開発のために、関係者ともども努力してまいります。

つぎに、観光振興について申し上げます。

観光事業については漁業に次ぐ産業として、積極的な推進を図ってまいります。

平成六年度の観光客の入り込み状況を見ますと、景気低迷と言われている中であって、好天に恵まれたことや北海道南西沖地震の影響が払拭されたことにより、回復の傾向にあったことから、本年度は更なる観光客の増加を期待していたところでありました。

このたびの阪神・淡路大震災による影響を懸念していたところ、現状では旅行エージェンツ等の情報やホテル・旅館等の予約状況から見て、



一部地域によっては厳しい状況の所もありますが、依然として北志向・利礼観光の人氣は根強く、全般的に落ち込みはないものと考えております。こうした現状を踏まえて、観光客のニーズを的確にとらえた受入体制の整備が必要であり、特に山が売り物の観光地でありながら、地元に登山の案内人やインスタグラクターがいないので困るという声もあり、このような観光客のニーズに対応できるよう、ソフト面の受入体制の整備につきましてでも地元関係者と研究してまいりたいと考えます。

施設の整備につきましては、素晴らしい利尻の自然を守りながら自然と調和のとれた、案内板等も含めた施設整備を進め、併せて施設の清掃、美化にも意を注いでまいります。また、本年も昨年に引き続き客船「飛鳥」と「オセアニックグレイス」の杓形港寄港が決定しております。

今後とも杓形港がこれら大型豪華客船の周遊コースの寄港地として定着するよう積極的に努めてまいります。

観光客の誘致、宣伝については、本町観光協会とこれ以上で一致協力し、宗谷観光連盟などの観光関係機関と連携を図りながら、官民一体となり効果ある誘致宣伝活動を積極的に展開してまいります。

さらに観光協会と連携をとりながら、我が町・我が島の観光ポイント等を見直す一方「観光研修会」を開催し、町民一人ひとりが「利尻の観光案内人」としての意識と知識をもって、親切で心のこもった観光サービスの提供を進め

るなど、町内の観光意識の高揚を図り、ホスピタリティの向上に努めてまいります。

なお、本年度の主な施設整備としては、見返台公園に電気・通信設備を設置するほか、各施設の整備、改善を図ってまいります。

つぎに、航路について申し上げます。

小樽・利礼航路の閉航を機に、稚内・利礼航路のうち利尻・礼文間の航路を杓形港中心に確保するため、町議会はじめ関係者のご支援を頂きながら東日本海フェリー株式会社に強く要望してまいりました結果、本年五月から九月までの五ヶ月間の観光シーズンは、杓形港を中心とした大幅なダイヤ改正が行われることになりました。

これに伴い、杓形港に乗降する観光客の数は、従来に比べて二・五倍程度の増加が見込まれるものと期待しているところであります。

こうした状況を踏まえ、増加する観光客に不便のないよう、そして本航路が安定的に

定着するよう受入体制の整備を図らなければなりません。

本年度は、昨年度の二・五倍程度の面積を有するプレハブ式仮設待合所と簡易水洗トイレの設置を図るなど、航路充実に対応した受入体制の整備に万全を期す所存であります。

空路につきましては、利尻空港が国の第六次空港整備五ヶ年計画により現在整備中ではありますが、これまで同様早期完成に向けて運動を進めるとともに、稚内・利尻空路の二便体制の通年化に努力してまいります。

道路、住宅対策と簡易水道について

つぎに、道路、住宅対策と簡易水道について申し上げます。

はじめに道路網の整備であります。

本町の道路は、主要道路である道々及び町道とも逐次整備が進められ、地域経済や産業の発展に大きく貢献してま



いりましたが、生活様式の多様化、余暇志向増大に伴い、自家用車、大型車輛等は、増加の傾向を辿り、今後さらに交通量の増大等によって、交通安全対策をはじめ、冬期間の交通の確保のうえから、なお一層の整備が必要であります。

このため、道々の整備や地域振興に寄与し、生活と密接に関連する町道の新設、改良工事、除雪、排雪事業等について、積極的かつ計画的に進めてまいります。

なお、平成七年度に国庫補助事業や交付金事業として六箇所、地方特定事業として一箇所要求しております事業

は、すべて認められたところ
であります。

一方、町単独事業でありま
すが、町民から数多い要望の
うち、限られた財源の中で緊
急性や重要性を勘案し、更に
地域住民相互の連携と協調を
保ちながら、住みよい地域社
会の形成のため、道路の維持
補修をはじめ、側溝、流末処
理、舗装、道路標識等の整備
に努めてまいります。

また、稚内土木現業所直轄
の道路事業としましては、本
年度八事業が施行予定となっ
ており、そのほとんどが継続
事業であります。早期の完成
を旨として鋭意努力してまい
ります。

このほか、道々の維持補修
につきましても、逐次実施さ
れる予定であります。

つぎに、住宅対策について
申し上げます。

健康で文化的な生活を営む
ため、公営住宅制度の果たす
べき役割は以前にも増して重
要なものとなってきておりま
すが、今日生活水準の高度化
とともに「量から質」への転

換が叫ばれており、このため
老朽化している緑団地、仙法
志団地については、本年度か
ら計画的に建替えをしてまい
ります。

また、良質な賃貸住宅に対
するニーズの大きい中堅層の
居住の用に供する賃貸住宅制
度が制定されたことにより、
若者単身勤労者向け住宅の供
給についても計画的に建設し
てまいります。

なお、本年度建設予定の公
営住宅、特定公共賃貸住宅は
四棟二十三戸であります。

つぎに、簡易水道について
申し上げます。



水道は、町民の日常生活に
直結し、その健康を守るため
に欠くことのできないもので
あり、かつ、水が貴重な資源
であることを踏まえながら、

本年度も水源及び水道施設並
びにこれらの周辺の清掃保持
に努めるとともに、杓形・仙
法志両簡易水道施設の維持管
理に万全を期しながら、水の
安定供給に努力してまいりま
す。

なお、本年度の事業とい
しましては、道々の改良工事
に伴い、神磯橋水道管添架工
事、町道の改良工事に伴い、
御崎地区水道本管布設替えが
計画されております。

下水道について

つぎに、下水道について申
申し上げます。

下水道は、生活環境の向上、
浸水の防止、海域の水質保全
など多様な機能を持っており
ます。

健康的で清潔な生活を求め
る現代では、必然的に生活排
水の問題を解消し、真の快適

な生活を送るためにも下水道
の整備がますます重要になっ
てきており、下水道の普及率
は、全道では既に六十五パー
セントに達しております。ま
た、先般実施しました本町の
下水道に関するアンケート調
査においても、下水道の整備
について約七割の世帯が希望
しており、本町における下水
道整備についても、住民の関
心と要望は高いものがありま
す。

さらに、観光地であり、ま
た、時代の要請でもあること
から、本町においても地域住
民の理解と協力を得て平成九
年度から下水道整備事業に着
手したいと考えております。
そのためには、本年度から
二ヶ年計画で杓形市街地を中
心とした杓形地区の基本計画
を策定いたします。

土地保全と 森林について

つぎに、土地保全と森林に
ついて申し上げます。

豪雨時や融雪時の異常出水

等は、河川の侵食や土砂の流
出等をもたらし、人家や水産
資源への影響を与えるような
大きな災害を防止するため、
治山、治水、急傾斜地対策が
必要であります。

このため、関係機関等へ積
極的に要請を続けるとともに
町としましては計画的な事業
の実施を図ってまいります。

なお、昨年稚内営林署へ要
望していただきました長浜大空沢
治山工事は、国の平成六年度
補正予算に計上され、着工の
運びとなり、本年はコンク
リート床固工二基と法面保護
対策が実施される予定であり
ます。

また、森林は、国土の保全
や水資源のかん養の外、地域
の気象や気温を緩和する機能
はもとより、水産資源を充実
する機能も有しており、近年





の環境保全に関する社会的な要請の高まりの中で、森林のもつ公共的な機能を高度に発揮させるため、適正な森林の整備や管理が益々重要なものと考えられます。

このような見地から長期的な視点にたつて、森林総合整備事業の中で、天然林、人工林の適切な保全、整備を図ることはもちろん、関係機関とも連携を図りながら造林事業を推進してまいります。

また、経営林道の開設や、既設の林道の整備に努めるとともに山火事予防対策についても力を注いでまいります。続いて、利尻町森林公園の

維持管理について申し上げます。

利尻町森林公園は、九十五ヘクタールの広大な面積を有しており、自然景観と緑に恵まれた町民の憩いの森として、昨年本格的にオープンしましたが、昨年の利用者の反応から推察いたしますと、本年は当公園内の各施設の利用者が増加することが予想されますので、管理人を五月から九月までの五ヶ月間常勤体制を図り、維持管理に万全を期してまいります。

また、今後とも森林公園としての機能が十分果たせるよう、施設の適正管理や樹木の植栽について引き続き行ってまいります。

交通安全について

つぎに、交通安全について申し上げます。

全国の地方公共団体や警察当局をはじめ、各地域の関係機関が総力をあげて交通事故防止の努力を続けているにもかかわらず、全国の交通事故



は依然として増加しております。

本町においては、昨年七月二十二日に二人の尊い生命を失うという痛ましい交通事故が発生いたしました。

平成三年秋から続いていた「交通事故死ゼロ」の日は九六五日で途絶えたことになりましたが、改めて交通事故の恐ろしき、痛ましさを痛感し、その防止運動の重要さに思いを新たにしたいところであります。

交通事故を防止するためには、町民一人ひとりが交通ルールを遵守し、「交通事故を起こさない」、「交通事故を起こさせない」という強い

意識を持つことが大事であります。

本年度も、警察や交通安全協会等の関係機関と連携を図りながら、昨年度に引き続き町民交通安全集会や、第三回目となります「交通安全すこやかマラソン大会」などを通して、交通事故のない明るい町づくりのために交通安全指導員をはじめ、町内職場等の協力を得て、交通安全思想の高揚を図りながら、効果ある交通安全運動を展開し、事故防止に努めてまいります。

町民福祉と保健医療について

つぎに、町民福祉と保健医療について申し上げます。

まず町民福祉について申し上げます。

人生八十年という長寿社会の中で、本町においても年々高齢者人口が増加しており、今世紀末には四人に一人が六十五歳以上という高齢化社会が到来するものと思われまます。このような社会環境におい

て、町民一人ひとりが健康で生きがいをもち、豊かな生活を送るため、「共に支え合う」地域社会を基本理念として、活力ある町づくりに努力してまいります。

特に社会的、経済的に恵まれない立場にあるお年寄りや心身に障害のある方々、母子世帯や所得の低い方々が住み慣れた郷土で安心して人生を送ることは、最も私たちが願っているところであります。

また、地域福祉、在宅福祉が保健、医療と連携を図り、いつでも必要なサービスを一元的提携が受けられる体制づくりが必要であります。

このため、福祉サービスの指標となるべき「利尻町老人保健福祉計画」に基づき、高齢者に対する「保健サービス」と「福祉サービス」が一体となった福祉の充実向上に積極的に取り組んでまいります。

更に地域社会に根ざした福祉活動をより推進するため、社会福祉協議会を主体としたボランティア活動による福祉活動の展開と、高齢者の社会



参加への取り組みが必要とされる場所があります。

まず、高齢者対策について申し上げます。

高齢者の多くは、できるだけ住み慣れた地域で暮らして行くことを望んでおります。

一方、核家族の進行、女性の社会参加の拡大、扶養意識の変化等により、家庭内での介護能力が低下しつつあります。

これからも自立と生きがい対策を推進し高齢者の福祉サービスの一層の充実を図るとともに、将来における介護支援施設、居住施設、訪問看護施設を含めた複合的な施設

についての調査研究を進めてまいります。

本年度の主な事業としては、在宅福祉の推進を図るため、ホームヘルパーの派遣業務を引き続き社会福祉協議会に委託し、効果的な運営を図るのをはじめ、「高齢者地域ケア推進特別対策事業」として保健婦、看護婦による独居老人、虚弱老人への訪問サービス等孤独感の解消と健康保持に努めるほか、デイサービスセンターを拠点に、寝たきり老人、虚弱老人を対象としたショートステイとデイサービス事業を広く周知し、誰もが気軽に利用していただけるよう努めてまいります。

また、児童と老人、そして特養入所者がふれあいの場として「ろんぐらいふ公園」を整備するのをはじめ、高齢者と地域社会との交流、生きがい対策を進めてまいります。さらに、従来からの寝たきり老人等の介護手当、特殊寝台等日常用具の貸付、給付、高齢者無料バス乗車制度、ケア事業等一層効果的に利用が

図られるよう努力してまいります。

社会福祉協議会については、育成支援を図り、計画されている老人緊急通報システムの導入、給食サービス、除雪サービス等、町と密接な連携のもとに、特に在宅福祉サービス、独居老人の福祉サービスの充実とボランティア組織の育成に努め、裾野の広い福祉活動を積極的に推進してまいります。

また、身体障害者については、自立を目的としてデイサービスセンターにおいて専門医による機能回復訓練指導を定期的に実施してまいります。さらに、保健婦の訪問指導により家庭内でのリハビリを支援してまいります。

母子世帯等一般的に生活基盤の弱い方々への福祉援護対策についても、民生児童委員との連携を図り、きめ細やかな配慮をしてまいります。つぎに、児童福祉対策であります。昨年度仙法志保育所の改築が完成し、快適でゆとりのある保育環境整備が図

られました。本年度は園庭の整備を進めてまいります。

また、特養施設ほのぼの荘の入所者と児童のふれあい活動を積極的に取り入れ、敬老思想の育成普及を目的とした特別保育事業を実施してまいります。

つぎに、国民年金であります。国民年金は、老後の生活保障に重要な役割を果たしており、町民の関心も高く、受給権確保のための相談事業や広報活動に努めてまいります。

つぎに、保健医療体制についてであります。わが国の健康水準は、平均寿命の伸びにみられるように著しく改善されておりますが、最近の人口構造の高齢化、社会環境の変化等により、今後ますます保健指導業務が多様化してくるものと考えられます。

図ってまいります。

また、保健思想の普及向上を図るため、広報活動をはじめ、保健推進員活動及び健康まつり行事等を通じ、一層の健康づくりの推進を図ってまいります。

国民健康保険事業についてであります。国民皆保険体制を支える大きな柱として重要な役割を果たしております。しかしながら高齢化の進行と疾病構造の変化、加えて医療技術の高度化等に伴い、医療費の増高により国保財政は依然として厳しい状況にかかれています。

このため、税及び補助金の確保に努める一方医療費の軽減を図る方策を進める等、健全な運営に努めてまいります。つぎに、医療対策であります。近年ますます多様化する医療需要に対応するため、医師をはじめ、医療技術者の確保、医療設備の整備高度化が必要であるため、今後とも国保中央病院における常駐医師の確保と、医療機械の整備を進めてまいります。

また、新生児の助産施設については、平成八年度整備に向けた計画を進めてまいります。

なお、本年度の医療機械は、検査機能の充実を図るため、X線撮影装置をはじめ、道の補助を受け血液ガス分析装置等の導入を図り、専門高度化する医療需要に対応しながら、町民への医療サービスの向上に努めてまいります。

歯科診療についても、診療体制の充実と医療サービスの向上に努めてまいります。

つぎに、清掃業務について申し上げます。

今日の消費文化が定着し、生活水準の向上と生活様式の変化から、ごみ等の廃棄物の発生量は増加の一途にあります。

町民が清潔で快適な日常生活を送るためには生活環境はもちろん、自然環境の保持が重要であります。

本年度は、ごみの分別収集と集団回収を目的として、各自治会の協力を得ながら、ごみステーションを設置し、効

果的な運営を図ってまいります。また、本年度も引き続き古新聞、古雑誌、空缶回収等リサイクル活動等、ごみ減量化を推進してまいります。

なお、平成六年度から清掃施設組合で建設が進められております「し尿処理施設」は、平成八年度完成予定であり、一層環境衛生が期待されます。

特別養護老人ホームについて

つぎに、特別養護老人ホームについて申し上げます。

本町の高齢者福祉対策として、昨年四月開設いたしました



た特養施設「ほのぼの荘」も、現在三十名のお年寄りが入所しております。住み慣れた郷土で何の不安もなく、心豊かな老後を送っていただくため

にも、家庭的な心のこもったお世話をし、健康で明るく生きがいのある生活を送っていただくことを願っております。

お年寄りの生活しやすい施設の環境は「なじみの人と共に安心・安住していく満足感」と言われております。

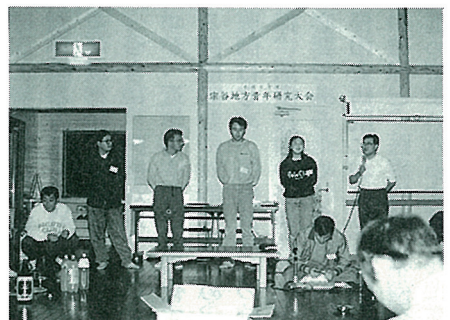
今後、我が町においても高齢化が急速に進むことが予想されるため、デイサービスセンター機能の充実を図るほか、入所者の重度機能障害と痴呆を合併したお年寄りが増えつつあることから、ニーズに対応すべく、環境整備はもちろんのこと、有資格者の養成、職員の介護研修等、資質の向上と真に入所者の方々が楽しく生きがいと幸せが求められるよう、また、地域からは、いつまでも親しまれる施設として運営に万全を期してまいります。

明日を拓く 人づくりについて

つぎに、人づくりについて申し上げます。

今日の教育は、生涯学習の振興や国際化、情報化等の社会の変化への的確な対応など、高度多様化する需要に適切に対処することが求められており、本町においても、その教育需要に応え、生涯学習の振興を図っていくためには、学校、家庭、地域社会がそれぞれに持っている教育機能の連携と協力はもちろんのこと、学習機会・情報の提供など、学習支援体制の整備を図ることが、学ぶ社会を目指す上で、極めて重要であると考えます。

このため、教育諸条件の整備・充実を図りながら、生涯を通じて学び続ける人づくりと、地域に根ざした教育の創造に努め、健康で明るく、文化的な生活を営むための体育・スポーツ活動の振興や、芸術、文化活動の振興も一層図ってまいります。



特に学校教育では、他人を思いやる豊かな心情を持ち、創造力に富み、たくましく生きる心をかん養するなど、創意工夫と活力に満ちた教育を推進することが大切であることから、地域に根ざした教育の創造を目指し、児童生徒の健全な育成に努めながら、時代に即応した教育施設の整備、教師の資質向上のための研修、研究活動の充実を図り、専門性の一層の向上に努めるなど、教育効果が最大限に発揮できるように学校教育の充実を図ってまいります。

また、社会教育にあっては、今日の社会の変化や町民の多

様化する学習要求に応えるため、地域社会が持っている様々な教育機能の活性化を図り、町民の学習活動が生きがいのある人生を築き、ともに生きる地域社会の実現が大切であると考えております。

このため、町民一人ひとりが自分を見つめ、うるおいとふれあいに満ちた地域づくりを目指して、生涯にわたる学習や社会参加への意欲を高めるとともに、地域づくりは人づくりの基本理念に立って、社会教育の諸条件の整備を図ってまいります。

宿泊施設 「ホテル利尻」について

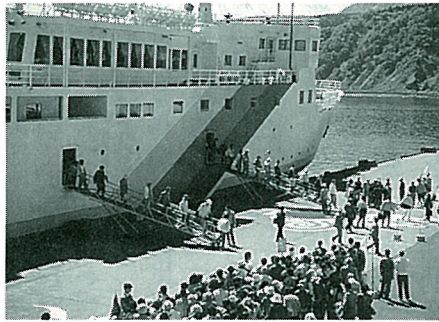
つぎに、宿泊施設「ホテル利尻」の運営について申し上げます。

昨年は、引き続き景気低迷の中、稚内〜東京直行便の早期運航や全国的な猛暑などにより、利尻、礼文島の観光客の入り込みは、増加となりました。

このような状況から当宿泊

施設も五月から九月までの宿泊利用者が過去最高（一三、八〇〇人）を記録することができました。

さて、本年の見通しについては、景気もわずかながら回復傾向にあり、先行きに明るさが見えてきたことから、シーズン中の観光客の入り込みが前年を上回るものと推測していた矢先に、阪神・淡路大震災が発生し、旅行の自粛ムードが懸念されるなど、依然として厳しさが予想される中において、現在シーズン中（五月〜九月）のツアー予約は順調で、前年の予約を上回っております。



近年、利用者の旅行経験が豊富になってきており、ニーズも多様化しております。今後は、これらに対応したサービスの向上に努めるとともに、一層従業員の研修などを行い、受入体制に万全を期してまいります。

また、本年より運航される関西空港と稚内を結ぶ航空便（6/1〜10/31）を利用した、秋の観光客の誘致を積極的に行うとともに、一層経費の節減に努め、安定経営に向け最善の努力をしてまいります。

なお、本年から杵形港を中心とした、利尻・礼文航路に対応すべくフェリーターミナル食堂を五月から九月までのフェリー運航期間の五ヶ月間ホテルで営業いたします。

砕石事業について

つぎに、砕石事業について申し上げます。

平成七年度の利尻、礼文の骨材需要は国の公共事業による景気浮揚対策のため、港湾

関連工事や一般公共工事の増加が予想され、加えて平成五年度より着手された利尻空港拡張工事の実施などにより、関連する骨材需要も期待されるところであります。

こうした状況から、公共工事の早期発注が予想されることから、生産体制の諸準備、各種許可の申請を早期に行い、骨材の供給に支障のないよう事務、事業の体制を進めてまいります。

一方、現場管理としては、砕石製品の品質管理に意を注ぐとともに、災害、事故防止に万全を尽くすほか、従業員の安全意識の高揚と健康管理に配慮しながら、本年度の生産・販売に最大の努力をしてまいります。

このほか、本年は地域の環境及び景観対策として、現場での防塵対策を強化するとともに採取跡地の修復保全等、景観保護対策についても最善の方法を研究し、実施に向けての努力をしております。

また、本年度の砕石の生産、販売量をそれぞれ十七万^mを

むすび

以上、平成七年度の町政に臨む所信の一端を述べさせていただきました。

利尻町は、大きな変化の中で、進むべき方向を第三次利尻町総合振興計画（後期事業計画）を基調にして、町民みなさんのニーズをしっかりと見極めながら、住みなれた我が町で、心豊かな人生を送ることができるよう、地域づくり、そして「安心して定住でき誇れる郷土」建設のため、町民の期待と信頼に応えられるよう諸施策の実現に全力を尽くす決意であります。

町議会議員のみなさん、そして町民のみなさん、あたたいご支援とご協力を心からお願い申し上げます。町政に対する執行方針を終わります。

平成七年度

教育行政執行方針

利尻町教育委員会

教育長 五十嵐 国 夫



情報化、高齢化などについては、今後さらに加速することが予想されます。

これらの諸変化に積極的かつ柔軟に対応するために、町民一人ひとりが生涯を通じて自己の可能性を伸ばせるよう、創造性に富み活力ある教育を推進することが求められております。

平成七年第一回利尻町議会定例会にあたりまして、平成七年度の利尻町教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げまして、その推進に努め、本町における教育の一層の充実向上を図ってまいりたいと考えていますので、町議会並びに教育関係者、町民各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

我が国は二十一世紀を目前にして、極めて変化の激しい時代を迎えており、国際化や

生涯にわたり心豊かにたくましく生きる人間の育成が求められております。また、社会教育では町民の自主的、自発的な活動により連帯意識を高揚し、活力ある町づくりや人々が学びつづける生涯学習社会を形成していくことが求められております。

利尻町教育委員会は、こうした教育に対する時代の要請や町民の期待にこたえるため利尻町の学校教育、社会教育の一層の充実向上のため努力を払ってまいりる所存であります。

学 校 教 育

今日の社会、経済の急激な発展に伴い、学校教育においては、個性を生かす教育の充実を図るとともに、自ら学ぶ意欲をもち、社会の変化に主体的に対応して、たくましく生きぬく意志と強い体を持つ、心豊かな児童生徒の育成が求められております。

本町においては、学校教育の充実、発展に向けて、教育関係者が一致して取り組む体

制の確立に努めており、各学校においても地域、父母との連携を密にし、特色ある教育活動が進められているところであります。

今後、生涯学習における学校の役割を一層明確にし、地域や学校の課題を的確にとらえて、地域に根ざした生き生きとした教育活動を展開することが大切であります。

そのため、各学校においては、こうした教育課題の解決や教育目標、経営方針の達成に向けて教職員が協力、共同して実践する体制を確立し、創意に富み、活力に満ちた学校教育の推進に努めてまいります。

まず、教科指導についてですが、児童生徒一人ひとりの思いや願いを実現できる児童生徒の側に立った教育を創造することが重要であります。

そのため、児童生徒のよさや可能性を根底に捉え、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの資質や能力の育成を重視した新しい学力観に

立った教科指導を展開することが大切であります。

従って、教科指導においては、基礎的、基本的な内容を一人ひとりに確実に身につけさせるよう指導の充実を図り、児童生徒が学ぶ楽しさや成就感を体得し、自ら学ぶ意欲と将来にわたって学び続ける力を育成するための教科指導の充実を努めてまいります。

つぎに、道徳教育についてですが、児童生徒の豊かな道徳性を育成するためには、様々な体験活動を通して人間や自然を愛し、美しいものに感動する豊かな感性を養うとともに、自らを律する心や他を思いやる心を育てるなど、人間としての在り方や生き方についての自覚を深め、未来を力強く生き抜いていく実践力を培うことが大切であります。そのため、全教育活動を通して豊かな心を育む指導に努めてまいります。

つぎに、特別活動についてですが、自主的・実践的に活動する児童生徒の育成のため、体験活動や自発的活



動、クラブ活動等の充実を図り、集団への所属感や連帯感を体得させ、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的・実践的態度を育てる指導に努めてまいります。

つぎに、生徒指導についてありますが、個性豊かで、生き生きと自己実現を図る児童生徒を育成するため、日常生活の中で、社会の一員としての自覚を持ち、自ら考え、正しく判断し、行動する能力や態度を育てることが大切でありますので、その育成に努めるとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって楽しく充実したものになるように、

教師と児童生徒、児童生徒相互の心のふれあいを大切にし、好ましい人間関係を育てる生徒指導に努めてまいります。

なお、深刻な社会問題となっており「いじめ」にかかわる問題行動につきましては、学校は子どもたちの集団であるだけにいつ起こるか予断を許さないものがありますし、また、「いじめ」は陰で行われることが多いことから、児童生徒の実態や指導体制を見直し、他を思いやり互いを大切にする心が育つよう指導の充実を図るとともに、「いじめ」の未然防止に努めてまいります。

つぎに、健康、安全教育についてですが、児童生徒が自らの生活における健康、安全についての理解や活動を通して運動に親しみ、心身を鍛え、生命を尊ぶ実践的な態度を育てる健康、安全指導に努めてまいります。

なお、交通安全教育についてもその徹底を図ってまいります。また、児童生徒の健康

管理と疾病の早期発見を図るため、各種検診を実施してまいります。

つぎに、教職員の資質の向上についてですが、学校教育を充実させ成果を上げるためには、直接児童生徒の指導に携わる教職員一人ひとりの努力に負うところが大きいことから、教師は常にその職責の重要さを認識し、新しい時代に対応する教育について視野を広めるとともに、人間性や実践的な指導力の向上に努めることが必要でありますので、校内研修の充実をはじめ各種研修事業への参加促進、さらには町内の研修、研究の組織であります町教育研究会への援助などを行い、専門性の向上を図ってまいります。

つぎに、教育環境の整備についてですが、教育環境の整備につきましては、これまでにも、計画的に整備を行ってきたところでありますが、本年度は、杏形小学校グランド排水整備、新湊小学校児童トイレの水洗化、杏形中

学校特別教室の改修、仙法志中学校理科室外壁及び屋根の改修や杏形小学校体育館耐力調査、各学校にフアクシミリを設置するほか、教材教具や管理備品についても整備を図るなど、教育環境や教職員の生活環境の整備に努めてまいります。

社会教育

町民が生涯にわたり、生きがいとうるおいをもって生活を営むことができる社会を築いていく上で、教育、文化、スポーツの果たす役割は重要であります。また、急速に進む社会の変化に対応するため、市民が耐えず自己啓発を図り、社会の変化に対応できる資質や能力を養うことが大切になってきております。

そのため、社会教育においては、生涯学習の観点に立って、町民の学習や文化、スポーツ或いは社会参加の活動に對して、自発的、継続的な学習参加などが促進されるようその興味、関心を助長し、学

習意欲の高揚を図るとともに、学習機会の拡充に努めるなど社会教育の推進を図ってまいります。

少年の健全育成についてですが、次代を担う子ども達も心身ともに健やかでたくましく成長することは、すべての親や社会の共通した願いであります。

しかし、今日の社会情勢と生活環境の変化は、子ども達の間形成にも様々な影響を与えております。

このため、子ども達の望ましい人間形成を図っていくためには、子ども達の日常生活領域であります家庭、学校、さらにはそれをつつむ地域が連携し、協力し合い社会全体が子ども達を見守り、導いていくことが大切でありますので、家庭、学校、地域との連携を図りながら心身ともに健全な子どもの育成に努めてまいります。

なお、本年度から拡大される学校週五日制の対応についても、学校とも連携のもとに、子ども達が休日を有意義に過



ごすことができるよう地域活動の推進を図ってまいります。また、子ども達が多様な体験を通じ、豊かな感性や社会性を培うため、交歓会、交流会、体験活動、自然学習、スポーツ活動を実施するほか、少年活動リーダーやボランティアリーダーの育成を図ってまいります。

つぎに、成人教育についてであります。家庭や地域の中心者として、よりよい家庭づくりや地域づくりに果たす役割は大きく、それだけに自己を高めることが望まれますので、家庭講座、青年の集いなど学習機会の提供を図ってまいります。

なお、青年、婦人団体活動につきましても、連帯心を深め、生活課題や地域課題の解決に向けて組織的な活動が展開されるよう指導援助や団体活動リーダーの養成などに努めてまいります。

高齢者教育につきましては、人生八十年時代を迎え、高齢者の方々が健康で生きがいのある生活を送るためには、自らが心身の健康の保持増進と多様化する社会の中で、高齢期にふさわしい社会性を養うことがたいせつであります。

そのため、町長部局とも連携のもとに、高齢者大学の開設や趣味活動、軽スポーツ活動など、高齢者の方々が日々の心の張り、生きがいをもった生活が送れるよう社会参加の促進に努めてまいります。

つぎに、公民館の運営についてであります。町民の学習活動や地域活動の拠点としての役割を担っており、また、学習活動や各種の趣味講座、体験活動など、学習機会の提供や町民の自主的活動により、学び合いや交流の場と

なる公民館活動と運営に努めてまいります。

つぎに、博物館の運営についてであります。博物館は郷土の自然、歴史、文化を学ぶ場としての機能を果たすため、資料の収集や保存管理、調査研究をはじめ、学習活動を推進するとともに、学習者に対し、情報や資料など博物館のもつ専門的な情報の提供さらには展示についても常設展示のほかに、期間展示や移動展示を行うなど、一層創意工夫を施し、郷土を学ぶ場としての機能を高めてまいります。

つぎに、文化の振興についてであります。生活水準の向上や余暇時間の増加に伴い、町民の文化活動への関心も高まってきておりますので、文化団体との連携を深め、町民文化祭や芸能祭の充実をはじめ、各種の文化団体が行う文化活動を支援するなど、町民が文化活動に親しみ、創造する喜びを満たしながら、うるおいのある生活を送れるよう、地域に根ざした文化活動の推

進に努めてまいります。

なお、本年度は町民に生の音楽鑑賞の機会の提供としてコンサートを開催してまいります。

また、町指定文化財の会津藩士の墓の移設と周辺の環境整備を行ってまいります。

つぎに、スポーツの振興についてであります。町民が生涯の各時期にわたって、それぞれの年齢や体力、目的に合ったスポーツに親しむことは、健康の保持増進や体力の向上をはじめ、明るく豊かで生きがいのある生活を営むためにも、また、スポーツを通しての仲間づくりのうえから重要であると考えます。

近年、健康に対する関心の高まりや、余暇時間の増加に伴い、町民自らが体力づくりや、レクリエーションとしてスポーツ活動に取り組み、気運が高まってきておりますので、こうした気運をさらに高め、より多くの人たちがスポーツに親しむよう、その推進に努めてまいります。

そのため、本年度完成いた

します総合体育館につきまして、屋内スポーツの中核的施設としての運営をはじめ、既存の体育施設についても有効な活用を図るとともに、スポーツ団体との連携を深めながら、スポーツ活動の普及とスポーツ機会の提供並びにスポーツ団体の育成強化や指導者の養成に努めてまいります。

なお、本年度は、将来のスキー場整備に向けて用地測量をはじめ立木調査や国有林を借り受けするための手続き等を実施してまいります。

以上、平成七年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げますが、利尻町教育委員会といたしましては、本町における教育の諸課題に適切に対処するため、教育関係者と相携え、また、関係機関、団体との連携を密にして行政執行にあたり、町民の負託にこたえるよう、利尻町の教育の振興に最善の努力をしてまいりますと考えますので、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

北海道知事選挙は4月9日(日曜日)

投票日は 棄権しないで必ず投票しましょう

来る四月九日は、北海道知事選挙の

投票日です。

地方選挙のうちで、この選挙は私た

ちにとって最も身近な選挙です。

投票できる人は……

北海道知事選挙

◎北海道知事選挙の投票できる人は、すでに選挙人名簿に登録されている人。

◎昭和五十年四月十日までに生まれた人で、平成六年十二月三十日までに、利尻町住民基本台帳に記載され、引き続き住所を有している人。

◎平成六年十二月三十一日以降、利尻町から道内の市町村に転出した人で、本町の選挙人名簿に登録されている人は本町で投票できます。

この場合、必ずその転出先

の市町村長から「利尻町から現在の居住地に住所を移し、引き続き住所を有することの証明書」がなければ投票できません。

また、この逆で、道内の市町村から利尻町に転入された人は、利尻町役場から「住所証明書」をもらっていけば投票できます。

これは、不在者投票する場合でも同じです。

また、道外に転出したときは、投票できません。

不在者投票制度があります
次に掲げる事由により、投票日の前に不在者投票ができます。

印鑑を持参のうえ、選挙管理委員会事務局までおいでください。

◎投票当日に、投票区の区域外で職務または業務に従事中であるとき。

◎投票日、やむを得ない用務(結婚式、法要等)で町外に旅行中または滞在中であるとき。

◎投票当日、疾病、負傷、妊娠、出産等により歩行が著しく困難であるとき。

◎不在者投票のできる期間
北海道知事
三月二十三日(告示日)から四月八日まで

◎不在者投票のできる時間・場所

・時間 午前八時三十分から午後五時まで
(土・日曜日と同じ)

・場所 役場小会議室内
役場仙法志支所内

選挙管理委員会事務局

未来のための



代理投票もできます

体の不自由な人、字の書けない人などのために、「代理投票」という方法があります。代理投票を希望される方は、投票所の係員に申し出てください。投票用紙に、あなたの指示した候補者名を記載します。

なお、投票の際の秘密は絶対を守られますので、安心してください。

選挙についての

お問い合わせは

利尻町選挙管理委員会事務局

TEL 四一三三四五

福 祉 情 報

国民年金

平成六年度の国民年金保険料の納め忘れはありませんか。

保険料を納め忘れていると年金が減額されたり受けられなくなったりすることがありますので、今一度お手元の納付書をお確かめの上必ず四月中に納めましょう。

国民年金の保険料が変わります。

平成七年四月から保険料が月額一一、一〇〇円から一一、七〇〇円に変わります。

国民年金保険料には「前納制度」があります。

四月中に平成八年三月までの一年分をまとめて納めると次のように割引になります。

	定額保険料	付加保険料
月額	11,700	400
前納の場合	137,010	4,680
月々納付の場合	140,400	4,800
割引額	3,390	120

◎保険料を未納のままにしておく、国民年金は老後の生活や病気やけがで障害になったとき、家族の大黒柱に先立たれたときなどに基礎年金や障害年金、遺族年金も受けられない場合があります。

◎安心、便利、確実な口座振替を利用しましょう。

忙しい、ついうっかりの納め忘れを防ぐため預金口座から自動的に納付される「口座振替」が便利です。

重度心身障害者と母子家庭等 児童医療費受給者証が変更になります

平成五年四月一日から交付してあります「医療費受給者証」が平成七年三月三十一日で使用期間満了になり平成七年四月一日から更新になりますので忘れずに更新手続きをして下さい。

尚、該当者には利尻町から通知致します。

この助成制度は、重度心身障害者と母子家庭の母と児童の健康保持と福祉の増進を図るため医療費の助成を行っている制度です。

児童手当制度のお知らせ

この制度は、国、地方公共団体、事業主が、それぞれ費用を分担し合い、子供を育てている人に手当を支給して、国や社会の宝である子供たちを健やかに育てあげることが目的とした制度です。

◎支給の対象

平成六年度から三歳未満の児童を養育している人に児童手当が支給されております。

ただし所得が一定額以上の場合は、所得制限により児童手当は支給されない事になります。

児童手当は一人目の子供から支給されます。

- ◎児童手当の額
- 第一子五、〇〇〇円(月額)
- 第二子五、〇〇〇円(月額)
- 第三子以降一〇、〇〇〇円(月額)



地震に備えて石油ストーブの取扱にご注意を!

各地で地震が発生し、これによる火災が多発しております。ストーブの取扱などについて十分ご注意ください。

■これからストーブを購入する際には、耐震自動消火装置付きのものを購入し、固定用具が附属されているものは必ず置き台に固定するか、または、壁、床などに固定しましょう。

(既に家庭で使用しているストーブも同様)

■ストーブの煙突は、機器本体の煙突接続部分が適合するものを使用し、煙突の接続は確実に行いましょう。

■煙突の固定は、煙突の長さ一・五mから二mの間隔で支え枠、支線、腕金員などで確実に固定しましょう。

■既に家庭で使用している移動式石油ストーブのうち、耐震自動消火装置のついていないものは使用しないようにしましょう。

「利尻町ふるさと情報サービス事業」始まる!!

町では、新年度から都会で暮らす利尻町出身者に「ふるさと利尻」の情報を提供し、ふるさととの絆を深めてもらうことを目的として「利尻町ふるさと情報サービス事業」を始めることになりました。

この事業の内容は、一年分（1ヶ月に一度で12ヶ月分）の郵便料2,000円を負担していただいた希望者を会員として登録し、毎月「広報りしり」を無料で提供する事業です。

「議会だより」や観光パンフレットの送付も検討しています。

勿論利尻町出身者以外の方でも希望があれば送付いたします。

ご親戚やお友達へも本事業のPRをお願いいたします。

希望される方は、

住所・氏名・電話番号を記載のうえ2,000円を添えて（郵便切手、定額小為替、現金書留のいずれかの方法で）

利尻町杓形字緑町

利尻町役場 商工観光課広報交通係へお申込み下さい。

電話（01638）4-2345

※詳しいことは商工観光課広報交通係へお問い合わせ下さい。

北海道善行賞受賞

去る、2月13日当町の坂江清一郎氏、浜田照栄氏が交通安全指導員として永年にわたり、交通安全意識の向上と交通事故撲滅に努力された功績が認められ、北海道知事より北海道善行賞を授与され、2月23日糸谷町長より伝達されました。



浜田照栄氏
(仙法志字御崎)



坂江清一郎氏
(仙法志字本町)

だ よ り

国民健康保険被保険者証更新事務日程表

月日	地 区	時 間	場 所
4.17	栄 浜	午前 9:00~10:00	栄浜自治会館
"	種富町2・3	午前10:10~11:00	種富町自治会館
"	種富町1・富野	午前11:10~12:00	種富町第1自治会館
"	新 湊	午後 1:10~ 3:00	新湊自治会館
4.18	日出町 緑 町 (沓)本町 富士見町・港町	午前 9:00~ 午後 5:00	役場 1階小会議室
4.19	蘭 泊	午前 9:00~10:00	蘭泊自治会館
"	神居第1	午前10:10~11:00	神居第1自治会館
"	神居第2	午前11:10~12:00	神居第2自治会館
"	泉 町	午後 1:10~ 3:00	泉町自治会館
4.20	久 連	午前 9:00~10:30	久連自治会館
"	長 浜	午前10:40~12:00	長浜自治会館
"	神 磯	午後 1:10~ 2:30	神磯自治会館
"	政 泊	午後 2:40~ 4:00	政泊自治会館
4.21	御 崎	午前 9:00~10:30	御崎自治会館
"	元 村	午前10:40~12:00	元村自治会館
"	(仙)本町	午後 1:10~ 4:00	公民館会議室

国民健康保険の

被保険者証が変わります

— 五月一日から —

現在使用している国民健康保険被保険者証は四月三十日で期限となり、五月一日からは新しい被保険者証に変わります。
このため町では、次の日程で各地区をまわり更新事務を行いますので、必ず手続きをされますようお知らせいたします。

「国民健康保険の手続き」

— 資格と手続き —

◎届出はすみやかに

世帯に属する被保険者の資格に異動があったときには、世帯主は十四日以内に届出をしなければなりません。

◎届出がおくれていると…

国保の被保険者であるかどうかは、世帯主の届出によってはじめてわかります。したがってこの届出がおくれると、いろいろな面で困ることになります。

- 一、病气やけがをした場合、保険治療が受けられません。
- 二、届出がおくればおくれるほど保険税がさかのぼって納めなければならないので負担が重くなります。

担を強く感じます。

◎こんなときには手続きを

- 一、国保にはいる場合
 - (一) 転入したとき
 - (二) 職場等の健康保険をやめたとき
 - (三) 子供が生まれたとき
 - (四) 生活保護をうけなくなつたとき
- 二、国保をやめる場合
 - (一) 転出するとき
 - (二) 職場の健康保険にはいったとき
 - (三) 死亡したとき
 - (四) 生活保護をうけるようになったとき

国民健康保険とは何…

ある日突然わたしたちの生活をおそう病气やけが。たつたひとりの病人で、その家庭は暗くなり、多額の医療費の負担に、家族みんなが苦しまなければなりません。

助け合いの精神から生まれたのが、「健康保険」という制度です。会社や役所などに勤めている人は、健康保険・船員保険などに加入していますが、それ以外の人は、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。

畜犬登録事務巡回日程表

月日	地区	時間	場所
4.17	新湊	午前10:30~11:25	新湊自治会館前
"	種富町2・3	午前11:30~11:40	種富町自治会館前
"	種富町1 富野	午前11:45~11:55	種富町第1前 自治会館
"	日出町 緑町 富士見町 (沓)本町	午後1:10~1:50	稚内保健所 利尻支所
"	泉町	午後2:00~2:15	岩垣好信宅横
"	神居第2	午後2:20~2:30	神居第2自治会館前
"	神居第1	午後2:35~2:40	神居第1自治会館前
"	蘭泊	午後2:45~2:50	蘭泊自治会館前
"	長浜	午後2:55~3:05	長浜自治会館前
"	政泊	午後3:10~3:15	政泊自治会館前
"	(仙)本町	午後3:20~3:40	利尻町公民館前
"	御崎	午後3:45~4:00	御崎自治会館前

畜犬登録事務 狂犬病予防注射 の巡回について

平成七年度の畜犬登録事務及び狂犬病予防注射を次の日程で実施致しますので、犬を飼っている方は必ず地区の指定場所へ時間までに犬を連れて来て下さい。

い。(届出をしている方には、ハガキで個別通知をします。)指定場所へ連れて来られない方は、事前に役場民生課衛生施設係へご連絡下さい。往診料がかかります。

◎往診料 一、〇〇〇円

◎登録料

一頭につき 三、〇〇〇円

◎注射料

一頭につき 二、九七〇円

※お問い合わせは、

役場民生課衛生施設係

TEL 四一三三四五

仙法志支所

TEL 五一〇一一

野犬掃とうの実施について

犬の放し飼いは

やめましょう

町では、野犬の掃とうを実施しています。

飼育犬であっても放し飼いはなっている場合は、捕獲し、殺処分しますので、必ず犬をつないでおくようお願い致します。

※夜間も実施します。又、ワ

ナも仕掛けますので小さい

お子さんには特に注意して下さい。

下さい。

※飼わなくなった犬は、捨てずに保健所か役場へ届けて下さい。

◎区域

利尻町全域

お問い合わせは

民生課衛生施設係

(四一三三四五)

◎期間

平成七年四月一日から

平成七年九月三十日まで

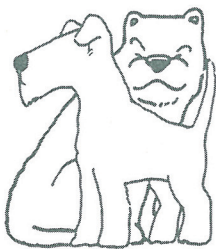
仙法志支所

(五一〇一一)

◎方法

毒殺及び捕獲

※放し飼いにすると畜犬取締り及び野犬掃とう条例により三万円以下の罰金又は科料に処せられます。



平成7年度 サハリン地域(樺太)墓参について

1. 目的

サハリン地域(樺太)において物故した者の遺族が現地を訪問して墓参を行い、故人の霊を慰めるとともに、併せてロシア連邦との友好親善を図る。

2. 主催 北海道

3. 実施期間 平成7年7月20日(木)から7月27日(木)までの8日間

4. 実施地域 ユジノサハリンスク(旧豊原)、ホルムスク(旧真岡)、ウグレゴルスク(旧恵須取)、コルサコフ(旧大泊)、ネベリスク(旧本斗)、アニワ(旧留多加)、ヴスマーリエ(旧白浦)及びクラスノゴルスク(旧珍内)の8地域

5. 派遣人員 16名(遺族13名 同行者3名)

6. 利用交通機関

往復とも航空機(定期航空便を利用)

7. 墓参地域における行事

- (1) 日本人合同墓地における慰霊追悼式の挙行
- (2) 墓参地域の行政機関に対する表敬訪問及び親善交歓

8. 参加遺族の範囲

次の事項に適合する者(ただし、過去にこの墓参に参加した者を除く。)

- (1) 北海道に居住している者
- (2) サハリン地域(樺太)に埋葬又は納骨されている者の配偶者及び三親等内の親族
- (3) 長期の旅行に耐えられる健康状態にある者

9. 参加遺族一人当たりの所要経費(概算)

国内経費	21,500円(交通費)
国外経費	268,500円(交通費・滞在費)
その他	25,000円(渡航手続手数料・雑費)
計	315,000円

10. 道費の助成

前記9の所要経費に対して、道は交通費として10万円を助成する他、旅行支度金として1万円を支給する。

11. その他

- (1) 参加遺族を決定したときは、その旨当該支庁長通知する。
- (2) 参加遺族決定後、当該遺族を札幌に招致し(期日等は別途連絡する)、墓参に関する必要事項の説明及び渡航手続を行う。
この場合の旅費は、参加者の負担とする。

※問合せ先 北海道生活福祉部保護課 TEL 011-231-4111(内)24-416

ご厚情ありがとうございます。
ございました。

特養老人ホーム
「ほのぼの荘」

この度次の方から御厚志を賜り、厚く御礼申し上げます。

◎ご厚志

北辻 末松様 中村 秀春様

北村 正人様 加藤 健一様

大窪 實様 石塚 好春様

佐伯 ハマ様 松岡 キヨ様

小杉ひとみ様 田沢 政雄様

大山 松郎様

杵形婦人団体協議会様

仙法志婦人防火クラブ様

仙法志婦人団体協議会様

菊地 トシ様 笹原貞一郎様

利尻町社会福祉協議会様

佐藤 健三様 秋田 重男様

三浦 竜二様 佐孝 静江様

仙法志老人クラブ仙寿会様

仙法志漁業協同組合婦人部様

◎ボランティア

仙法志小学校PTA様

仙法志小学校児童会様

杵形婦人団体協議会様

雇用保険

雇用保険法に新
たな給付制度が
スタート

雇用保険法の一部
が改正され、平成七年四月一
日から高年齢雇用継続給付制
度と育児休業給付制度が実施
されます。

***** 事業主のみなさんへ *****

あなたの事業所に高年齢雇用継続給付や育児休業給付の支給対象となる雇用保険の被保険者はいませんか？

被保険者の方が支給を受けるためには、まず初めに、その被保険者を雇用している事業主のみなさんからの届出が必要となります。

届出がなかったり、遅れたりすると、被保険者の方が支給を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

お問い合わせは、

ハローワーク稚内 雇用保険課適用係 ☎0162-34-1120

高年齢雇用継続給付

雇用保険の被保険者であった期間が5年以上あり、60歳から65歳までの被保険者の方が60歳時点の賃金額の85%未満の賃金で雇用されるときに支給されます。

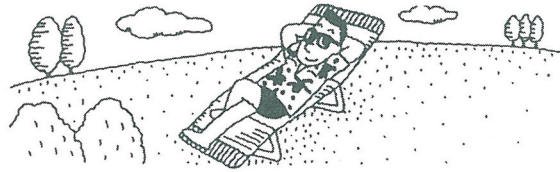
育児休業給付

被保険者の方が1歳未満の子を養育するための育児休業をするときに支給されます。

ただし、育児休業開始2年間に賃金の支払いのあった日が11日以上ある月が12ヶ月以上あることが必要です。

事業主の皆さんへ

今年の4月から 一部業種・規模で法定労働時間が変更に



●平成7年4月からの週法定労働時間の枠組み●

	301人以上	101~300人	31~100人	10~30人	1~9人
製造業(1号)	40	44	44	44	44
鉱業(2号)	44	44	44	44	44
建設業(3号)	40	44	44	44	44
運輸交通業(4号)	44	44	44	44	44
貨物取扱業(5号)	44	44	44	44	44
林業(6号)	44	44	44	44	44
商業(8号)	40	44	44	44	46
金融広告業(9号)	40	40	40	40	40
映画・演劇業(10号)	40	40	44	44	46
通信業(11号)	40	40	40	40	40
教育研究業(12号)	40	44	44	44	44
保健衛生業(13号)	40	44	44	44	46
接客娯楽業(14号)	40	44	44	44	46
清掃・と畜業(15号)	44	44	44	44	44
官公署(16号)	40	40	40	40	40
その他の事業(17号)	40	40	44	44	44

□ 原則1週40時間

■ 猶予1週44時間(最大限平成9年3月31日まで)

■ 特例1週46時間

※業種分類(1~17号)は、労働基準法第8条に掲げる分類による。

平成6年4月から施行された改正労働基準法により、週当たりの法定労働時間が原則40時間となりました。しかし、すぐに週40時間にすることが困難な業種や規模もあることなどから、週40時間制の猶予措置が設けられています。

このたび、一部業種・規模で、法定労働時間がこの4月から変更されることとなりました。変更後の週法定労働時間の枠組みは左に掲げた表の通りです。4月からの適用につき、事業主の皆さんのご協力をお願いいたします。なお、詳細は労働基準局、労働基準監督署に、また、下記の奨励金については労働時間短縮支援センターにお問い合わせください。

グーンと利用しやすくなりました 中小企業労働時間短縮促進特別奨励金

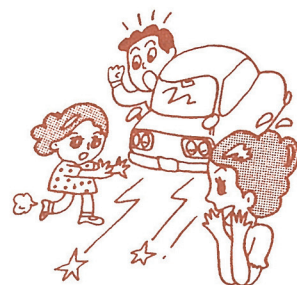
- ・ 制度の対象となる事業場の業種・規模の範囲が拡大。
- ・ 投資額に係る要件が500万円から300万円に緩和されました。
- ・ 短縮した労働時間数に係る要件が2時間から1時間へと引き下げられました。

安全とスピードダウンとゆとりから 春の全国交通安全運動

5月11日～5月20日 10日間

重点目標

- 子供（特に新入学（園）児）の交通事故防止
- スピードの出し過ぎなど無謀運転の防止
- シートベルトの着用の徹底



▲事故のない明るい町

クルマ社会を上手に生きよう

暖かい陽気に誘われて春は外出する機会が多くなるものです。しかし現代は、クルマ社会、一歩外へ出たならばわたしたちは常に交通事故の危険にさらされているといっても過言ではありません。

とくに4月は新入学新入園の季節でもあり、歩き慣れない道を通して学校や保育所に通う子供たちの交通事故が懸念されます。このため今年も5月11日から20日までの10日間「春の全国交通安全運動」が行われます。子供と最近とくに多くなっているお年寄りの交通事故を防止するために、皆さん交通ルールを確認し交通マナーを高めていきたいものです。

新入学児童・園児を持つお母さんへ

入学（園）前にお子さんと一緒に通学（園）路を歩き、交通量が多い所や見通しの悪い所を調べ気をつけなければいけない点をお子さんに話してあげましょう。また交差点や横断歩道の渡り方、信号の正しい見方なども実際の通学（園）路を使い、お子さんの立場になって具体的に教えてあげましょう。

お年寄りの交通安全

最近はお年寄りが交通事故に遭うケースが急増しています。だれでも年をとると、自分では大丈夫と想着いても、体が思うように動かなくなってしまうものです。ドライバーの方は、お年寄りを見かけたら細心の注意を払い、思いやりのある運転を心がけてください。

また、お年寄りも無理な横断などをしないよう、お互いが気をつけるようにしましょう。

新入学（園）児の行動特性

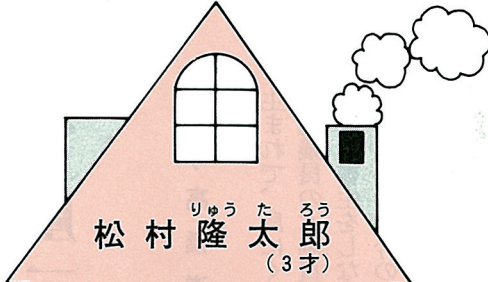
- ① 何かに熱中したり傾注すると、周囲の物が目に入らない。
- ② 物事を単純にしか理解できない。
- ③ 抽象的な言葉だけでは、十分理解できない。
- ④ 物かけや車のそばで遊ぶことが多い。
- ⑤ 遠くから走ってくる車の速さを、十分理解できない。




平成版

わが家のアイドル

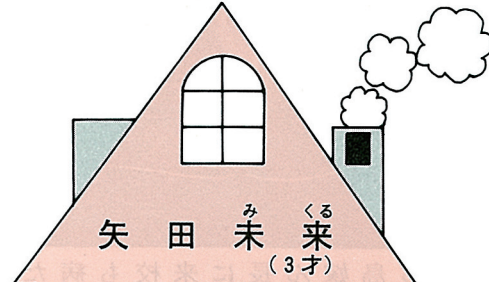
28




松村^{りゅう た ろう}隆太郎
(3才)



杓形字本町
父：栄悦
母：睦美



矢田^{み くる}未来
(3才)



杓形字富野
父：秀喜
母：恵久子



今年の4月から学校が

月2回の学校週5日制の実施



第2土曜日に加え第4土曜日

も休業日となります

平成7年4月から、月2回の学校週5日制が実施されることになりました。これにより、第2土曜日に加え、第4土曜日も休業日となります。対象となるのは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校および盲・聾・養護学校の各学校。同制度実施に先立ち、月2回の学校週5日制をご理解いただくために、皆さまから寄せられた不安や疑問にお答えします。

Q1 この制度の目的は？ また、なぜ学校週5日制を月2回にしなければならないのですか。

A1 学校週5日制は、学校、家庭および地域社会の教育全体のあり方を見直し、子どもたちの豊かな人間形成を図ることを目的としています。激しい変化が予想されるこれからの社会においては、子どもが自ら考え、判断し、行動する力を身につけさせる教育が大切だからです。また、休みを月2回

に拡大することは、全国642校で実験的に行った研究結果からみて、子どもたちの望ましい人間形成を図るうえで、好ましい結果をもたらすものと考えられたからです。

Q2 うちの子どもは、休みが増えて遊んでばかりいますが、これでは意味がないのでは？

A2 子どもの成長に遊びは欠かせません。なぜなら、子どもたちは遊びを通して、さまざまなことを発見し、作りだし、体験を重ねるからです。

Q3 塾通いをする子どもが多くなるのではないかと心配です。

A3 月1回の週5日制実施時にもこうした心配はありましたが、文部省の調査では塾通いが増えたということはありません。増えた休みを、子どもたちには有意義に使ってほしいと考えています。

利尻の語り(81)

馬車屋 一代記

(一)

語り 高橋道司さん

父親が始めた馬車屋

家が馬車屋を始めたのは僕の父、高橋道太郎が利尻に来てからなんだ。父は、新潟の



生まれで、島にくるまでは貴族院議員の木場貞長という人の邸で書生をしながら東京高等工業学校(今の東京工大)の附属工業教員養成所に通って勉強したっ

たんだわ。したけど脚気の病気になるたもんだから学校やめて島さ来たの。利尻に父親の妹が長谷川直松さんのところに嫁いでて先に島に来てたから、そこを頼ってきたもんだね。今の長谷川旅館の別家なるんだ

けど、そこですでに馬車屋してたから、父親も馬買って馬車屋を始めたんだね。なんせその頃ってば、自動車なんかなかったから、なに運ぶたって、なんでも馬車だったもの。仕事はいくらでもあったのさ。

父のあとを継いで

馬車屋を始める

僕が父のあとを継いで馬車屋をやったのは、昭和九年か十年頃だった。始めてまもない頃、新湊の築港を造るのに砂がいるってんで、仙法志の馬車七頭ぐらいが、十二月頃から二月いっぱいぐらいまで働きにいったことがあるの。

その当時、いっしょに働きにいったのは、僕と寺崎さん、竹島さん、中村さんの本家さんと別家さん、武藤さんの本家さんと別家さんだったね。

砂は本泊や大磯の浜から新湊まで運んだけども、なかなか大変な仕事で、ゆるくなかったものさ。

新湊に移ぎにいつてる間は記憶では栄浜の西垣さんとい

う人の番屋に寝泊まりしたんだ。食事の世話してくれたのは佐野八百吉さんのお婆さんで、当時、僕が一番若かったから、可愛がってもらったの。したから、暇みては僕も水道がなかった時代だったから水汲みや、他のいろんな手伝いした思い出があるんだ。

磯まわりと馬車屋

父のあとを継いで馬車屋やったといっても、主体は昆布などの磯まわりさ。ほかに練やホッケ、スケソの加工もやったのさ。馬車だけでは食えないからね。

たとえば、昆布の旗が揚がれば、朝早くから起きて昆布採って、それが終わってから食事し、すぐ、馬の仕度して馬車の仕事にかかるのさ。

昔だったら、練がなんぼでもとれて、昆布でも一軒で百駄以上とる家が何軒もあったから、荷物がたくさんあったもんだ。スケソ漁のあった頃は夜の八時、九時頃まで働いたもんだって。

なんせ、車がない時代だっ

たから、荷物運ぶったら馬車だったもの。荷物だけでなく人も運んだこともあったね。したから、一年で一番忙しかったら、練が終わってから船に積み出すために粕でも身欠練でも運んだりする六月頃と昆布が終わってからだから、秋だね。その頃は、海産商が練でも昆布でも買い取っていたから、商人から運んでくれと頼まれるのさ。当時、組合の組織は今みたいでなく、弱かったからね。(次号へ)

高橋道司(たかはし・みちじ) 大正元年九月二十九日、利尻町仙法志生まれ。新潟出身の父高橋道太郎、福井出身の母トメの長男。二十歳ぐらいいら父のあとを継いで馬車屋を始める。昆布などの磯漁業練などの加工などを行いながら昭和四十二、三年ころまで馬車屋を続けた。仙法志漁業協同組合の監事、理事をつとめた。現在、仙法志老人クラブ仙寿会会長。八十二歳。

全道一斉 春の火災予防運動実施

安心の暮らしの中心 火の用心

実施期間 4月20日から30日まで



○ゴミや枯草を燃やす時は、水バケツを用意し、風の強い日は中止する。



○たばこの投げ捨ては、絶対にしない。

春先は次の点に
要注意!

消防団活性化事業実施

平成七年二月十九日(日)

このたび研修センターで消防団員八十五名が参加して二つの訓練が実施されました。

小型ポンプの取扱いでは、筒先の持ち方や吸管のつなぎ方など事故防止のため再確認をしました。

また、心肺蘇生法の実技では、署員から人工呼吸や心臓マッサージ法の説明を受けた後、早速、ダミー人形を使って実技にチャレンジ、一分一秒を争うことだけに真剣な表情で取組んでいました。

その後、分団対抗ミニバレーやカラオケ大会も行われ、さらに結束を高めました。



署員による展示



どの顔も真剣そのものです!

2月の火災	救急出動件数
火災 0件	救急 7件



お誕生おめでとう
うらやまします

戸籍の

うめぐ

自2月1日
至2月28日

◎出生
住所 氏名 保護者
〒188 韮山町 吉安 優人 高嶺
〒22 泉町 中村 峻也 達也



利尻島国保中央病院

婦人科診療のお知らせ(予定)

(期間)

(1) 四月 三日〜 五日(三日間)
四月 十七日〜 十九日(三日間)

(医師)

(1) 札幌医大産婦人科医 医師 遠藤 俊明 先生
" " " " 医師 小泉 基生 先生
(2) 受付は、午前中だけです。
詳しくは、利尻島国保中央病院へ問い合わせ下さい。

よせられた善意

この度次の方より寄附がありました。町では善意に感謝すると共に、有意義に使用させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

指定寄附金

(地域活性化事業資金)
札幌市中央区南四条西十二丁目
東日本海フェリー
株式会社様より
一金 三百万円

ご厚情に

感謝します

この度次の方から愛情銀行に金一封が預託されましたので紙上を借りてお礼申し上げます。

青森県南部町 柴田信幸様
から、妻美栄子様の香典返しを廃して

沓形字緑町 四ツ橋公昭様
から、母タマエ様の香典返しを廃して

仙法志字元村 杉田栄吉様
から、本人の病氣見舞返しを
廃して
仙法志字御崎 伴静雄様か
ら、父安蔵様の病氣見舞返し
を廃して

(利尻町社会福祉協議会)



停電のお知らせ

- 日時
平成7年4月16日
(日曜日)
10:00~14:00
- 停電区域
利尻島全域

たばこは町内で買いましょう。



- ご旅行や用務で町外に出るときは、たばこは町内で買っていきましょう。
- たばこの消費税は町の大きな財源になっております。(毎年度、町内でのたばこ消費量により国から交付金が交付されます。)